

学校いじめ防止 基本方針

平成30年3月（改訂）

北海道今金高等養護学校

第 I 部 いじめについて

1 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍する学校にしている当該児童生徒と一定の人的関係にあるほかの児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

2 「いじめ」の具体的な内容

- (1) 「仲間はずれ、集団による無視をされる。」
- (2) 「冷やかしやからかい、悪口や陰口など、嫌なことを言われる。」
- (3) 「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。」
- (4) 「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。」
- (5) 「嫌なことや恥ずかしいことを書かれたり、掲示されたりする。」
- (6) 「パソコンや携帯電話を利用し、誹謗中傷や嫌なことをされる。」

等

3 「いじめ」の理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童・生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（無秩序や閉鎖性など）や、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

4 「いじめ」の要因

- (1) いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものでありいじめの芽はどの生徒にも生じる得る。
- (2) いじめは、単に生徒の問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなど、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家

庭環境や対人関係など多様な背景から様々な場面で起こり得る。

- (3) いじめは加害と被害という二者関係だけではなく、はやし立てるなど「観衆」の存在、周囲で暗黙の了解を得ている「傍観者」の存在や所属集団の閉鎖性の問題等により行われ、潜在化したり深刻化したりする。
- (4) いじめを行う背景には、「いらいらやストレス」「競争的な価値観」などが存在しているため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや生徒の人間関係を把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ学習や人間関係での問題が過度なストレスとなりいじめが起こり得る。

5 「いじめ」の解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず学校の設置者又は「いじめ対策部会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

6 「いじめ」に対する基本的な考え方・取り組み

- (1) **いじめの未然防止**
- (2) **いじめの早期発見**
- (3) **いじめへの迅速・適切な対応**
- (4) **家庭や関係機関、地域との連携**
- (5) **原因の究明と再発防止策の策定**

第Ⅱ部 いじめの未然防止と早期発見

いじめ問題への取り組みについては、いじめの未然防止と早期発見が大前提となる。そのために、生徒に対する教育活動全般において、自己の存在感や有用感、倫理意識や規範意識、他を尊重する心や思いやる心などを育むとともに、豊かな人間性や社会性を身に付けさせることが重要である。また、教職員が日頃から生徒の言動や変化などに細かく気を配り、いじめの予兆やサインを見逃さないよう情報の共有を図りながら組織として対応していくことが必要となる。

1 (個人面談・教育相談の充実)

- (1) 担任や副担、室担（寄宿舍）による個人面談
- (2) 特別支援教育コーディネーターによる教育相談
- (3) 生徒指導部長による教育相談
- (4) 「つぶやきWeek」の活用 等

2 (日常的な情報の収集・共有)

- (1) 各教職員の日常的な観察
- (2) 保健室（養護教諭）との連携
- (3) 学校と寄宿舍の緊密な連携
- (4) いじめアンケートの実施（生徒指導部）
- (5) 学級・学年内における活発な情報交換
- (6) 朝の打ち合わせ・職員会議等における情報の共有 等

3 (心の教育の充実)

- (1) 各HRにおける日常的な道徳教育
- (2) 心の教育の継続
- (3) 特別活動や学校行事活動を通じたコミュニケーション能力の育成、人間関係づくり
- (4) 交流事業の活性化、生活単元学習の活用、改善 等

4 (保護者・外部関係機関との連携)

- (1) 保護者との日常的な連絡・相談
- (2) 「保護者懇談週間」の活用
- (3) 外部への情報発信と学校公開（学校通信、HP等の活用）
- (4) 児童相談所や保健所、役場等との連携 等

5 (情報教育の充実)

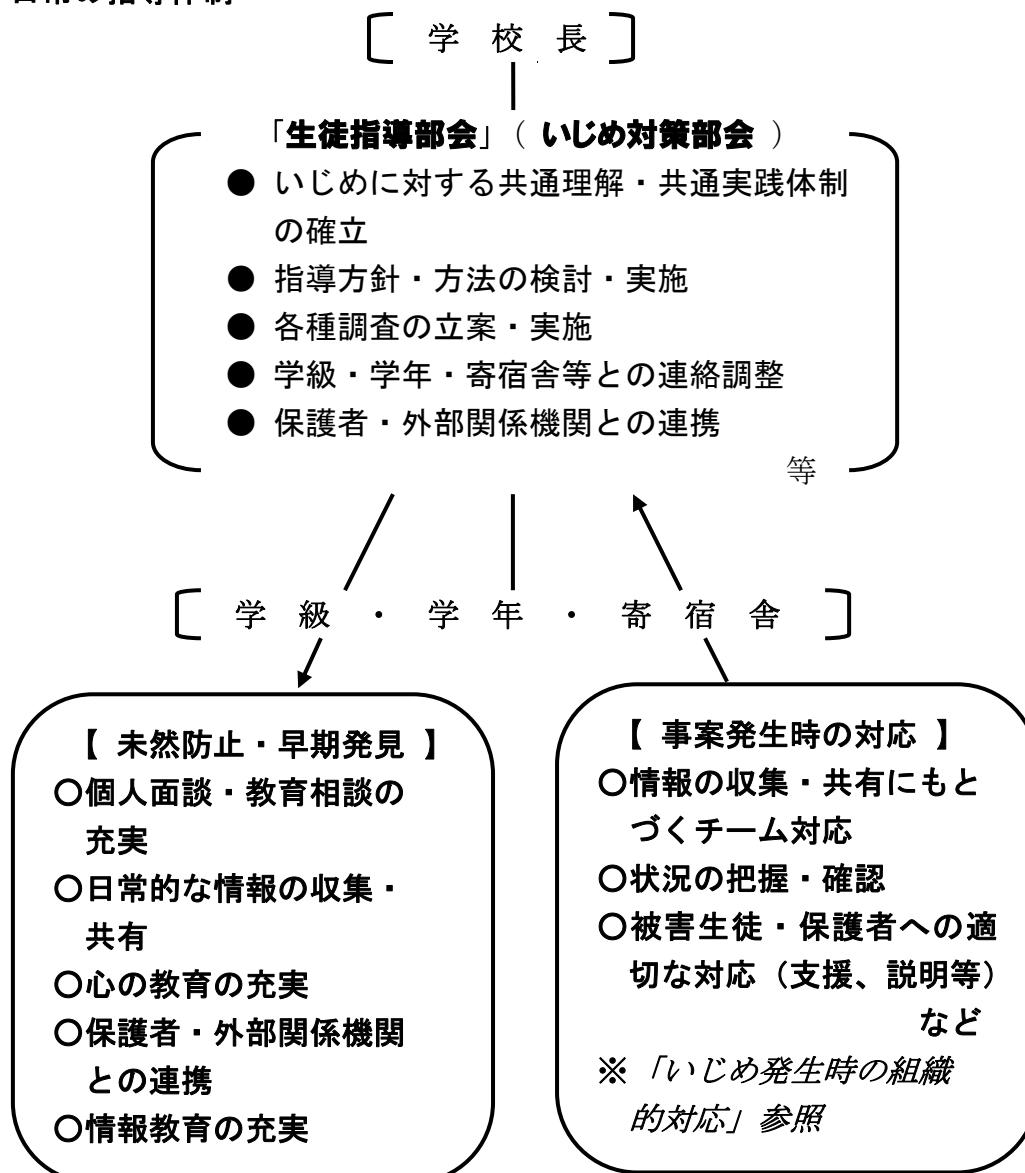
- (1) 情報機器の使用に係る安全教室や外部講師による講演会の実施
- (2) 学校と寄宿舍の緊密な連携
- (3) 保護者との連携 等

第Ⅲ部 いじめに対する学校指導体制

— 「いじめに対する学校基本方針」 —

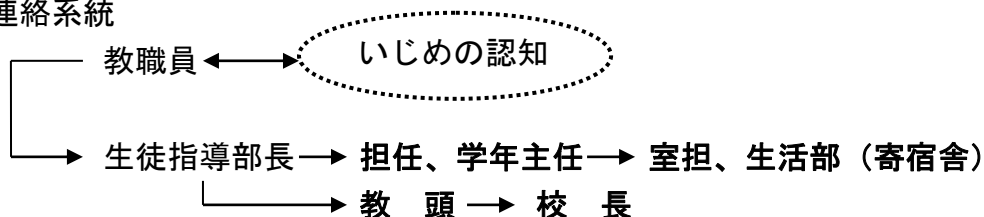
- ・ いじめは絶対に許さない
- ・ いじめをさせない、見逃さない
- ・ 他人を思いやる心を育む

— 日常の指導体制 —

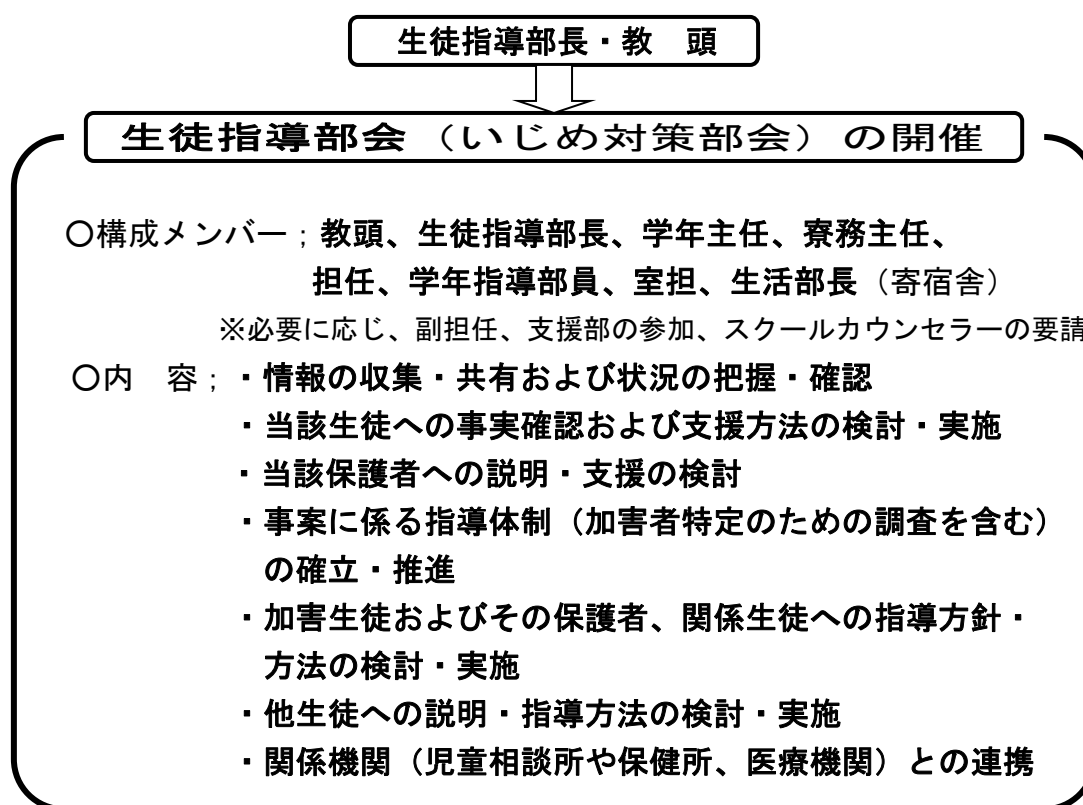


— いじめ発生時の組織的対応 —

(1) 連絡系統



(2) 組織的対応



— 事後の対応 —

(1) 原因の究明・再発防止策の検討

いじめの原因やその背景等について再検討し、いじめの未然防止、早期発見に向けた取り組みを推進する。

(2) 他生徒への対応

各学級・学年において、いじめを許さない、見逃さない環境づくりに努め、また、生徒会活動等を活用し、生徒がいじめに対し自ら主体的に行動する学校づくりを進める。

(3) 保護者・関係機関との協力

学校・家庭・関係機関との連携を深め、相互理解と協力体制を築く。

—いじめ対応の具体的な取り組み・実践例—

いじめを速やかに解決した事例 ～教職員による組織的・多面的な対応～

(状況の把握)

高校3年生である女子Aは、バレーボール部で副キャプテンを務めるなど、リーダー的存在であった。体育大会が終わり学級が一つにまとまり始めていた時、Aの様子が変化し、元気が無く部活動も休みがちになった。部活動の大会が始まろうとしていたとき、Aの外靴が何者かにカッターで切られるなどのいじめの事実があることが、保護者から担任への連絡により判明した。

(初期対応)

- 情報の収集・共有
- 状況の把握および事実の確認
- 指導・支援方法の検討、実施
- 生徒・保護者への適切な対応

- 担任は、生徒指導部および学年主任、部活動顧問に連絡。生徒指導部長は、管理職に報告するとともに、当該生徒への事情確認を指示。生徒指導部会を招集し、状況の把握と情報の収集・共有に努め、指導方針・方法を検討し、実施。
- 生徒指導部と担任が中心となり、Aに対して必要な支援・指導を整理し、学年教員・養護教諭等の協力を得ながら体制を整えた。
- 担任と学年主任（必要に応じて管理職）は家庭訪問を行い、保護者に対し状況と指導方針・方法を説明した。

(解決に向けての具体的な対応)

- 当該生徒へのケア・配慮、居場所づくり
- 加害生徒の特定
- 学級・学年・部活動での指導
- 関係教員の連携・情報共有の継続

- 担任は、登校や授業参加について、本人・保護者と話し合いながら、特別な配慮を行った（保健室・教科担任等）。
- 生徒指導部は、Aの考えや意思も尊重しながら加害生徒の特定に努めた（クラスや部活動生徒への調査等）。
- 担任と副担任は、（Aの了解もあり）、クラスの生徒に対していじめの事実を伝え、いじめに関する指導を実施し、継続した。
- 学年主任は、各クラスの指導を踏まえ、学年集会を開催し、いじめに関する指導とともに、最高学年としての自覚を促した。
- バレーボール部の顧問は、部員に状況を説明し、情報収集を行うとともに、今後の部活動の在り方・チームワーク等について指導した。
- 関係教員の多面的な指導・支援により、Aは通常の学校生活に戻りつつあった。

- 加害生徒の特定
- 加害生徒・保護者
対応

- 調査の状況等を踏まえ、加害生徒および関係生徒の特定は、被害生徒Aの認識と十分な根拠に基づき行った。
- 該当担任、生徒指導部により、加害生徒への事実の確認・再確認を入念に行い、反省を促して特別指導を開始した。
- 保護者に対し、担任・学年主任・指導部で対応し（必要に応じて管理職）状況の説明を行い、指導方針を示す。
- 加害生徒については、今後被害にあう可能性も考えられるため、本人および他の生徒についても慎重かつ繊細な対応を心がけた。

(事後対応・長期対応)

- 学級・学年経営の
改善
- 生徒指導部を中心
とする指導体制の
改善
- 部活動との連携
- 教員の指導力の向
上

- 学級担任、学年主任は、HR経営および学年経営について、日常的かつ積極的な生徒指導・教育相談を取り入れ、改善を図った。
- 生徒指導部長は、情報の共有と、指導に関する共通理解と共通実践を教職員全体に投げかけ、意識や体制の改善を図った。また、いじめに係る調査の企画・検討を行った。
- 担任と部活動顧問は今後の情報交換や連携を再確認した。また、顧問は部活動における生徒指導の見直しを行った。
- 生徒指導部および教育相談部を中心とする校内研修を検討し、教員個々の指導力の向上をめざした。

第Ⅳ部 指導の観点・指導姿勢

1 いじめを受けている生徒に対して

- (1) いじめを受けている生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全・安心を最優先に確保する。
- (2) 「いじめられている生徒の立場」に立って、いじめを共感的に理解し、不安を取り除く。
- (3) いじめを受けている生徒の意向を十分に聞き入れ、尊重しながら、今後の対応について話し合う。
- (4) いじめを受けている生徒にとって信頼できる人（友人や親、教職員等）と連携し、支援体制を整える。
- (5) いじめを受けている生徒に「悪いのはあなたではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるように努める。

2 いじめを行った生徒に対して

- (1) 「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で指導を行い、自らの責任を自覚させる。
- (2) 必要に応じて、特別指導等を実施し、いじめを受けた生徒が安心して生活できる環境を整える。
- (3) いじめを行っている生徒の内面を理解しながら、いじめの背景や要因を把握し、改善のための指導を行う。
- (4) 他人を尊重することや他人を思いやる気持ちの大切さを説き、人の痛みが分かるような心の教育に努める。

3 周囲の生徒に対して

- (1) 学級等において、生徒自ら「いじめを許さない、見逃さない」という雰囲気づくりに努める。
- (2) 傍観していた生徒には、自分の問題として捉えさせるとともに、止めさせることはできなくても、知らせる勇気を持つことを伝える。
- (3) 同調していた生徒には、それらの行為はいじめに加担する行為であることを毅然とした態度で指導し、理解させる。
- (4) 人間関係の在り方や心の教育に関する指導を日頃から継続していく。

4 保護者への対応（被害・加害双方共通）

- (1) 家庭訪問等を実施し（複数）、正確に事実関係を伝えるとともに、学校の指導方針について理解を得る。
- (2) 保護者の立場や心情に配慮しながら、今後の学校との連携について理解と協力を得る。
- (3) 謝罪について、その間を取り持ち、生徒・保護者の関係改善に努める。

第V部 重大事態への対応

1 重大事態とは

- (1) **生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合**
 - ・被害生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・高額の商品を奪い取られた場合 等
- (2) **相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合**
 - ・年間の欠席が30日以上ある場合
 - ・一定期間連続して欠席しているような場合

2 重大事態への対応

【重大事態の発生】

↓
【学校の設置者（檜山教育局一本庁特別支援教育課）へ報告】

↓
【学校が調査主体となる場合】

- 学校の中に調査組織を設置
- ・「生徒指導部会」を母体に有識者等の第3者の参加を図る。

↓
【学校の設置者が調査の主体となる場合】

- 学校は、設置者の指導・助言のもと、調査に協力する。

↓
●事実関係を明確にするための調査を実施

- ・学校に不都合があったとしても、事実にしつかりと向き合う姿勢。

↓
●いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する

- ・調査によって明らかになった事実関係について、その情報を適時・適切な方法で経過報告する。

↓
●調査結果を学校の設置者へ報告

- ・いじめを受けた生徒またはその保護者が自らの所見の提出を希望する場合には、その文書の提出を受け、調査結果に添える。

↓
●調査結果を踏まえた必要な措置を実施する

～補足～ ネット上のいじめへの対応

－具体例－

中学校2年の生徒Aは、学校内でも多くの生徒が利用しているネット上の掲示板および友人Bのブログに、自分を非難するような悪口が書き込まれているのを見つけ、担任に相談した。

(状況の把握・初期対応)

- 担任は、当該生徒Aから事情を聞き取り、生徒指導部へ連絡して対応法を検討する。指導部長は管理職へ報告し、必要に応じて情報部へ協力を依頼する。
- 担任または生徒指導部は、電子掲示板およびブログに書かれている内容等をプリントアウトし保管する。
- 生徒指導部を中心に指導方針・方法を確立し、実施する。
- Aから詳細に関して聞き取りを進める際には、心情に配慮しながら慎重に行う。また、本人の意向を尊重する。

(具体的な対応・取り組み)

- 当該生徒への被害拡大および二次的なトラブルを防ぐため、加害者や周囲の生徒には慎重かつ適切に対応することを念頭におく。
- 掲示板については、管理者へ連絡し削除を依頼する。連絡が取れない場合には、プロバイダやサービス会社へ連絡し削除を依頼する。
- Bについては、理由・原因等を確認するとともに、いじめ（誹謗中傷）としての適切な指導を行い、文章を削除させるとともに行為の継続・拡大を防ぐ。
※掲示板への書き込み者Cが判明した場合にも同様の指導を行う。
- 担任中心にAへの支援を実施するとともに、BおよびCに対しては担任、生徒指導部中心に反省および謝罪を求める。
- 双方の保護者には、事実や指導方針を丁寧に説明し、学校の指導に対する理解を求める。
- 学級、学年中心に、電子機器の利用・使用について再度、マナーやモラルの向上を図る指導を実施する。また、被害者本人の精神的なショックはもとより、内容によっては、犯罪（名誉棄損、侮辱罪）になることも指摘する。

(事後対応)

- ネットパトロールの実施にもとづき、随時、適切な対応を迅速に行う。
- 保護者との連携・協力を深め、携帯電話やインターネットの使用に係る啓発を活発化する。
- 外部講師等を招き、講話や教室を開催し、生徒および保護者への意識付けを図る。